第二節　　証　明　の　請　求

何人も、特許庁長官に対して、特許に関する証明の請求をすることができます（特186(1)、実55(1)、意63(1)、商72(1)。

また、ファイルに記録されている事項（オンラインシステムを使用して行われた手続、磁気ディスクの提出により行われた手続、書面の提出により行われた手続、オンラインシステムを使用して行われた処分等、文書をもって行われた処分等）を対象として証明の請求をすることができます（特例法12）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、出願人及びその代理人又は利害関係人を除き、請求することはできません（特186(1)ただし書、実55(1)、意63(1)ただし書、商72(1)ただし書、特例法12(3)）。

① 出願公開又は設定登録されていない出願（商標に関する書類は除く）
② 無効審判等又は判定に係る書類であって、当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申し出があったもの
③ 個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれのあるもの
④ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
⑤ 秘密意匠（意匠法第14条第１項による秘密にすることを請求した意匠）に関する書類

（注）最終処分確定後、権利期間及び保存期間を経過して書類(包袋等)が廃棄処分となったものは請求できません。

証明の請求に対し、発行している証明書は以下の三種類です。

① 優先権証明書
② 本国登録証明書（商標登録）
③ 書類の証明書

優先権の証明の請求

① 請求の方法
オンラインシステムの使用又は書面の提出により優先権の証明の請求を行います。

② 請求の手続
（ｉ） オンラインシステムを使用して請求を行う場合
「優先権証明請求書」（文例11）に必要事項を記録して請求します。
「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「○願○○○○－○○○○○○」のように請求する出願番号を記録します。
「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設けて代表者の氏名を

記録します）、電話番号、連絡先（担当者）を記録します。

「【出願国・地域名】」の欄には、優先権を主張する国・地域名を記録します。

２カ国以上の優先権主張をする場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名１カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記録します。（記載例１）

同じ国に２通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記録します。（記載例２）

（記載例１）

【出願国・地域名】　カナダ

【出願国・地域名】　ドイツ

（記載例２）

【出願国・地域名】　カナダ

【出願国・地域名】　カナダ

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。

「【手数料の表示】」の欄には、「予納」による場合には「【手数料の表示】」の欄に【予納台帳番号】及び【納付金額】を、「口座振替」による場合には同欄に【振替番号】及び【納付金額】を、「クレジットカード決済」による場合には同欄に【指定立替納付】及び【納付金額】を、「電子現金納付」による場合には同欄に【納付番号】を記録します。

また、特定の書類について同時に証明を請求する場合は、「（iii）記録されている特定の書類について同時に証明を請求する場合」を参照して記録してください。

（ii）　書面の提出により請求を行う場合

「優先権証明請求書」（文例12）に必要事項を記載して請求します。

「【提出日】」の欄には、提出する日の年月日を記載します。

「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「〇願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように請求する出願番号を記載します。

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所（識別番号を記載した場合を除く）、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設けて代表者の氏名を記載します）、電話番号、連絡先（担当者）を記載します。

「【出願国・地域名】」の欄には、優先権を主張する国・地域名を記載します。

２カ国以上の優先権主張をする場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名１カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記載します。（記載例１）

同じ国に２通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記載します。（記載例２）

（記載例１）

【出願国・地域名】　カナダ

【出願国・地域名】　ドイツ

（記載例２）

【出願国・地域名】　カナダ

【出願国・地域名】　カナダ

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、「予納」により納付する場合には「【手数料の表示】」の欄に「【予納台帳番号】」及び「【納付金額】」を記載します。「特許印紙」による場合には特許印紙を貼付（「（円）」の横のスペースに貼付します）し、「現金納付」による場合は「納付済証（特許庁提出用）」を添付します。請求書を直接証明窓口に提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

また、特定の書類について同時に証明を請求する場合は、「（iii）記録されている特定の書類について同時に証明を請求する場合」を参照して記載してください。

（iii）　記録されている特定の書類について同時に証明を請求する場合

記録されている特定の書類について同時に証明を請求するときは、「【出願国・地域名】」の欄の次に「【証明に係る他の書類名】」の項目を設けて、「手続補正書」のように記録（記載）します。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録（記載）します。

③　代理権を証明する書面

出願公開又は設定登録されていない出願（商標については除く）について、当該事件の出願人又は代理人以外の者が優先権の証明の請求を行うときは、書面による「優先権証明請求書」（文例12）に代理権を証明する書面を添付してください。

その際、包括委任状を援用して証明をすることはできません（特例規則第６条及び特施規第９条の３）。また、オンラインによる請求において手続補足書による委任状提出も認められません。

なお、他の優先権証明請求書に添付した代理権を証明する書面を援用（同時提出の場合に限ります）するときには、優先権証明請求書にその旨を記載すると共に援用した代理権を証明する書面の写しを添付してください。

本国登録証明書（商標）の請求

本国における商標の登録を条件として、商標登録（外国登録商標）を認める制度を採用する国へ提出する証明書の交付を請求するための手続です。

① 請求の方法

オンラインシステムの使用又は書面の提出により請求を行います。

② 請求の手続

（ｉ） オンラインシステムを使用して請求を行う場合

「本国登録証明請求書」（文例13）に必要事項を記録して請求します。

「【商標登録番号】」の欄には、「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように請求する登録番号を記録します。

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記録します）、電話番号、連絡先（担当者）を記録します。

「【出願国・地域名】」の欄には、提出する国・地域名を記録します。

２カ国以上に証明書を提出する場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名１カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記録します。（記載例１）

同じ国に２通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記録します。（記載例２）

（記載例１）

【出願国・地域名】　カナダ

【出願国・地域名】　ドイツ

（記載例２）

【出願国・地域名】　カナダ

【出願国・地域名】　カナダ

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。

「【手数料の表示】」の欄については優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求②（ｉ）を参照）に記録して請求します。

また、商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合は、「（iii）商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合」を参照して記録してください。

（ii） 書面の提出により請求を行う場合

「本国登録証明請求書」（文例14）に、必要事項を記載して請求します。

「【提出日】」の欄には、提出する日の年月日を記載します。

「【商標登録番号】」の欄には、「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように請求する登

録番号を記載します。

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所（識別番号を記載した場合を除く）、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、連絡先（担当者）を記載します。

「【出願国・地域名】」の欄には、提出する国・地域名を記載します。

２カ国以上に証明書を提出する場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名１カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記載します。（記載例１）

同じ国に２通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記載します。（記載例２）

（記載例１）

【出願国・地域名】　カナダ

【出願国・地域名】　ドイツ

（記載例２）

【出願国・地域名】　カナダ

【出願国・地域名】　カナダ

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求②（ii）を参照）に記載して請求します。

また、商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合は、「（iii）商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合」を参照して記載してください。

（iii）　商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合

商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合は、「【出願国・地域名】」の欄の次に「【証明に係る他の事項】」の欄を設けてその欄に次の要領で記録（記載）します。

- 「【証明に係る他の事項】」の欄には、「商標登録の範囲の確認に関する事項に記録（記載）した商品名又は役務名が本件指定商品又は役務に含まれることを証明してください。」のように記録（記載）し、次に「【商標登録の範囲の確認に関する事項】」の欄を設けてその欄に「【商品及び役務の区分】」及び「【商品名及び役務名】」の欄とそれぞれの欄に、当該商品及び役務の区分及び商品名又は役務名を記録（記載）します。
- 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が２以上のときは、次のように欄を繰り返し設けて記録（記載）します。

【商標登録の範囲の確認に関する事項】

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】
【商品及び役務の区分】
【商品名又は役務名】

書類の証明の請求

証明事項については、当事者が特許庁に対してなされた手続であって、受理され、かつ保管されているもの、又は特許庁から発せられた当該事件に係る書類等の認識できるものに限られます。

従って、却下又は返戻とされた書類、廃棄された事件、取り消された処分に基づく事項に関する証明又は法律解釈に係る事項の証明の請求はできません。

（１）対象書類１

・平成２年１１月３０日以前の特許出願及び実用新案登録出願
・平成１１年１２月３１日以前の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判
・拒絶査定不服審判を除く審判（判定）
・平成１１年１２月３１日以前に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
・マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に係る国内手続書面及び拒絶査定不服審判
・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願に係る国内手続書面

① 請求の方法

書面の提出により請求を行います。

② 請求の手続

「証明請求書」（文例15）に必要事項を記載して請求します。

「事件の表示」の欄には、出願番号、審判番号等を記載します。

「請求人」の欄には、請求人の住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「氏名又は名称」の欄の次に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、担当者を記載します。

「証明に係る書類名」の欄には、「特許願」、「手続補正書」、「出願取下書」等の書類名を記載し、併せて「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。なお、証明に係る書類名が書類名だけで特定できないときは、「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載します。

「交付方法」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、「特許印紙」の場合には特許印紙を貼付（「（円）」の横のスペースに貼付します）し、「現金納付」の場合には納付済証（特許庁提出用）を添付します。請求書を直接証明窓口に提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

（２）対象書類２

出願公開公報、特許公報、実用新案公報、意匠公報、商標公報、原簿の謄本

① 請求の方法

書面の提出により請求を行います。

② 請求の手続

「証明請求書」（文例15）に必要事項を記載して請求します。

（ｉ） 出願公開公報の請求を行う場合

「事件の表示」の欄には、出願番号を記載します。

「請求人」の欄には、請求人の住所又は居所、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「氏名又は名称」の欄の次に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、担当者を記載します。

「証明に係る書類名」の欄には、「公開特許公報（特開○○○○－○○○○○○号）」等の公報名及び公開番号を記載し、併せて「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。

「交付方法」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、「特許印紙」の場合には特許印紙を貼付（「（円）」の横のスペースに貼付します）し、「現金納付」の場合には納付済証（特許庁提出用）を添付します。請求書を直接証明窓口に提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

（ii） 特許公報、実用新案公報、意匠公報、商標公報の請求を行う場合

「事件の表示」の欄には、特許（登録）番号を記載します。

「証明に係る書類名」の欄には、「特許公報（特許第○○○○○○○号）」等の公報名及び特許（登録）番号を記載し、併せて「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。

請求人、交付方法及び手数料については、上記の「（ｉ）出願公開公報の請求を行う場合」を参照してください。

（iii） 原簿の請求を行う場合

「事件の表示」の欄には、特許（登録番号）を記載します。

「証明に係る書類名」の欄には、「特許原簿」等を記載し、併せて「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。

請求人、交付方法及び手数料については、上記の「（ｉ）出願公開公報の請求を行う場合」を参照してください。

（３）対象書類３

・平成２年１２月１日以降の特許出願及び実用新案登録出願
・平成１２年１月１日以降の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判
・平成１２年１月１日以降に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の拒絶査定不服審判

① 請求の方法

オンラインシステムの使用又は書面の提出により請求を行います。

② 請求の手続

（ｉ） オンラインシステムを使用して請求を行う場合

「証明請求書」（文例16）に必要事項を記録して請求します。

「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「○願○○○○－○○○○○○」のように、出願番号を記録します。

また、拒絶査定不服審判に係る書類の場合には、請求する【審判番号】と【出願番号】を次のように記録します。

【事件の表示】
【審判番号】不服○○○○－○○○○○○
【出願番号】○願○○○○－○○○○○○

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記録します）、電話番号、連絡先（担当者）を記録します。

「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記録します。

「【証明に係る書類名】」の欄には、書類全部の証明を請求するときは「全部」と記録します。また、特定の書類の証明を請求するときは「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」「出願取下書」等の書類名を記録します。なお、証明に係る書類名が書類名だけで特定できないときは、「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録します。

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。

「【請求部数】」の欄には証明書の交付を請求する数を記録します。

「【手数料の表示】」の欄については優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求②（ｉ）を参照）に記録します。

（ii） 書面の提出により請求を行う場合

「証明請求書」（文例17）に必要事項を記載して請求します。

「【提出日】」の欄には、提出する日の年月日を記載します。

「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「○願○○○○－○○○○○○」のよ

うに、出願番号を記載します。

また、拒絶査定不服審判に係る書類の場合には、請求する【審判番号】と【出願番号】を次のように記載します。

【事件の表示】

【審判番号】不服○○○○－○○○○○○

【出願番号】○願○○○○－○○○○○○

「【請求人】」の欄には、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所（識別番号を記載した場合を除く）、氏名又は名称（法人にあっては請求人の「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、連絡先（担当者）を記載します。

「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」と記載します。

「【証明に係る書類名】」の欄には、書類全部の証明を請求するときは「全部」と記載します。また、特定の書類の証明を請求するときは「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」「出願取下書」等の書類名を記載します。なお、証明に係る書類名が書類名だけで特定できないときは、「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載します。

「【交付方法】」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

【請求部数】の欄には証明書の交付を請求する数を記載します。

手数料については優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求②（ii）を参照）に記載します。

③ 代理権を証明する書面

出願公開又は設定登録されていない出願（商標については除く）について、当該事件の出願人又は代理人以外の者が証明の請求を行うときは、書面による「証明請求書」に代理権を証明する書面を添付して請求します。その他の注意事項は、優先権証明請求書と同様（優先権の証明の請求③を参照）です。

微生物の分譲に係る資格を有する者の証明

微生物に係る発明の特許出願において寄託機関に寄託した微生物については、試験又は研究を目的として、法令上の有資格者は分譲を受けることができます。

上記法令上の有資格者の要件は、①その微生物に係る発明が特許になったとき、②警告を受けたとき、③拒絶理由通知の引例に引かれたとき（特許法施行規則第27条の3）となります。

また、法令上の有資格者は、分譲請求書に微生物に係る特許出願をした工業所有権庁の長の「資格を有する者である」旨の証明が必要になります。（特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則11．3）

① 請求の方法

書面の提出により「資格を有する者である」旨の証明の請求を行います。

② 請求の手続

「証明願」（文例18）に必要事項を記載して請求します。

「請求人」、「代理人」の欄には、請求人、代理人の住所(居所)、氏名（名称）（法人にあっては「氏名（名称）」の欄の次に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、担当者、電話番号を記載します。

「事件の表示」の欄には、特許出願中のものについては「特願○○○○－○○○○○○」のように出願番号を、特許権に係るものについては「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載します。

「事件との関係」の欄には、特許法施行規則第２７条の３第１項第２号及び第３号の場合のみ記載し、同条同項第１号の場合には「事件との関係」の欄は不要です。第２号の場合には「警告を受けた者」、第３号の場合には「拒絶理由通知を受けた者」と記載し、それぞれの関係を証明する書面を添付します。

「特許出願人（特許権者）」の欄には、最新の特許出願人（特許権者）の住所（居所）、氏名（名称）を記載します。

「寄託機関」の欄には、寄託機関の名称を正確に記載します（略称は認められません）。

「受託番号」の欄には、国際寄託番号又は国内寄託番号を記載します。

「交付方法」の欄には、当該書類の交付を特許庁の証明窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。

手数料については、「特許印紙」の場合には特許印紙を貼付し、「現金納付」の場合には納付済証（特許庁提出用）を添付します。請求書を直接証明窓口に提出する場合には「クレジットカード決済」もできます。

◆添付書類について

（１）分譲請求書

・「Ⅳ．請求書の宛名と送付先」は、請求人又は請求人代理人になります。

・「Ⅴ．微生物の送付先」が、請求人以外の場合は、請求人との関係を明確に記載します。

・分譲請求書は、２通を添付して提出します。

（２）代理人が請求する場合は、「証明願」に代理人の欄を設け、代理権を証明する書面を添付します。

③ 微生物の利用について

微生物の試料の分譲を受けた者は、その微生物の試料を第三者に利用させることはできません。（特規則27の3．2）

【文例11】オンラインによる請求の場合

【書類名】　優先権証明請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】
　【出願番号】

【請求人】
　【識別番号】
　【氏名又は名称】
　【電話番号】
　【連絡先】

【出願国・地域名】

【証明に係る他の書類名】

【交付方法】

【手数料の表示】
　【予納台帳番号】
　【納付金額】

【文例12】書面により作成する場合

【書類名】　優先権証明請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】
　【出願番号】

【請求人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　【電話番号】
　【連絡先】

【出願国・地域名】

【証明に係る他の書類名】

【交付方法】

（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）

（　　円）

【文例 13】オンラインによる請求の場合

【書類名】　本国登録証明請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【商標登録番号】　商標登録第　　号

【請求人】
　【識別番号】
　【氏名又は名称】
　【電話番号】
　【連絡先】

【出願国・地域名】

【交付方法】

【手数料の表示】
　【予納台帳番号】
　【納付金額】

【文例14】書面により作成する場合

【書類名】　　本国登録証明請求書

（【提出日】　　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　　特許庁長官　　殿

【商標登録番号】　　商標登録第　　号

【請求人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　【電話番号】
　【連絡先】

【出願国・地域名】

【交付方法】

（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）

（　　円）

【文例 15】書面による請求のみの手続になります（オンライン請求の対象外です）。

・平成２年１１月３０日以前の特許出願及び実用新案登録出願
・平成１１年１２月３１日以前の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判
・拒絶査定不服審判を除く審判（判定）
・平成１１年１２月３１日以前に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願
・マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に係る国内手続書面及び拒絶査定不服審判
・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願に係る国内手続書面
・公報、原簿

に関する書類の証明請求

証　明　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１．事件の表示

２．請　求　人
郵便番号
住所又は居所
（ふりがな）
氏名又は名称

担当者　　電話番号

３．証明に係る書類名

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。

４．交付方法

（　　円）

【文例 16】オンラインによる請求の場合

・平成２年１２月１日以降の特許出願及び実用新案登録出願

・平成１２年１月１日以降の意匠登録出願、商標登録出願、拒絶査定不服審判

・平成１２年１月１日以降に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願

・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の拒絶査定不服審判

に関する書類の証明請求

【書類名】　証明請求書

（【提出日】　令和　年　月　日）

【あて先】　特許庁長官　殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【連絡先】

【証明に係る事項】

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。

【証明に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【文例 17】書面により作成する場合

・平成２年１２月１日以降の特許出願及び実用新案登録出願

・平成１２年１月１日以降の意匠登録出願、商標登録出願、拒絶査定不服審判

・平成１２年１月１日以降に国内書面又は翻訳文が提出された国際特許出願及び国際実用新案登録出願

・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の拒絶査定不服審判

に関する書類の証明請求

【書類名】　証明請求書
（【提出日】　令和　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿

【事件の表示】
　【出願番号】

【請求人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　【電話番号】
　【連絡先】

【証明に係る事項】
証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。

【証明に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）

（　　円）

【文例 18】書面による請求のみの手続になります（オンライン請求の対象外です）。

証　明　願

特許印紙
貼付箇所

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　殿

請求人

住所（居所）

氏名（名称）

代理人

住所（居所）

氏名（名称）

担当者

電話番号

請求人は、自己の試験又は研究のため下記の特許出願（特許）に係る微生物の試料の分譲を受けたいので、特許法施行規則第２７条の３の規定により分譲を受ける資格を有することを証明してください。

記

1　事件の表示

2　事件との関係

3　特許出願人（特許権者）

住所（居所）

氏名（名称）

4　寄託機関

5　受託番号

6　交付方法

7　添付書類の目録

(1)　分譲請求書　　２通

(2)　（　　通）